原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のとおり改正する。

第十八条第一項中「八人」を「十三人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年一月十五日から施行する。